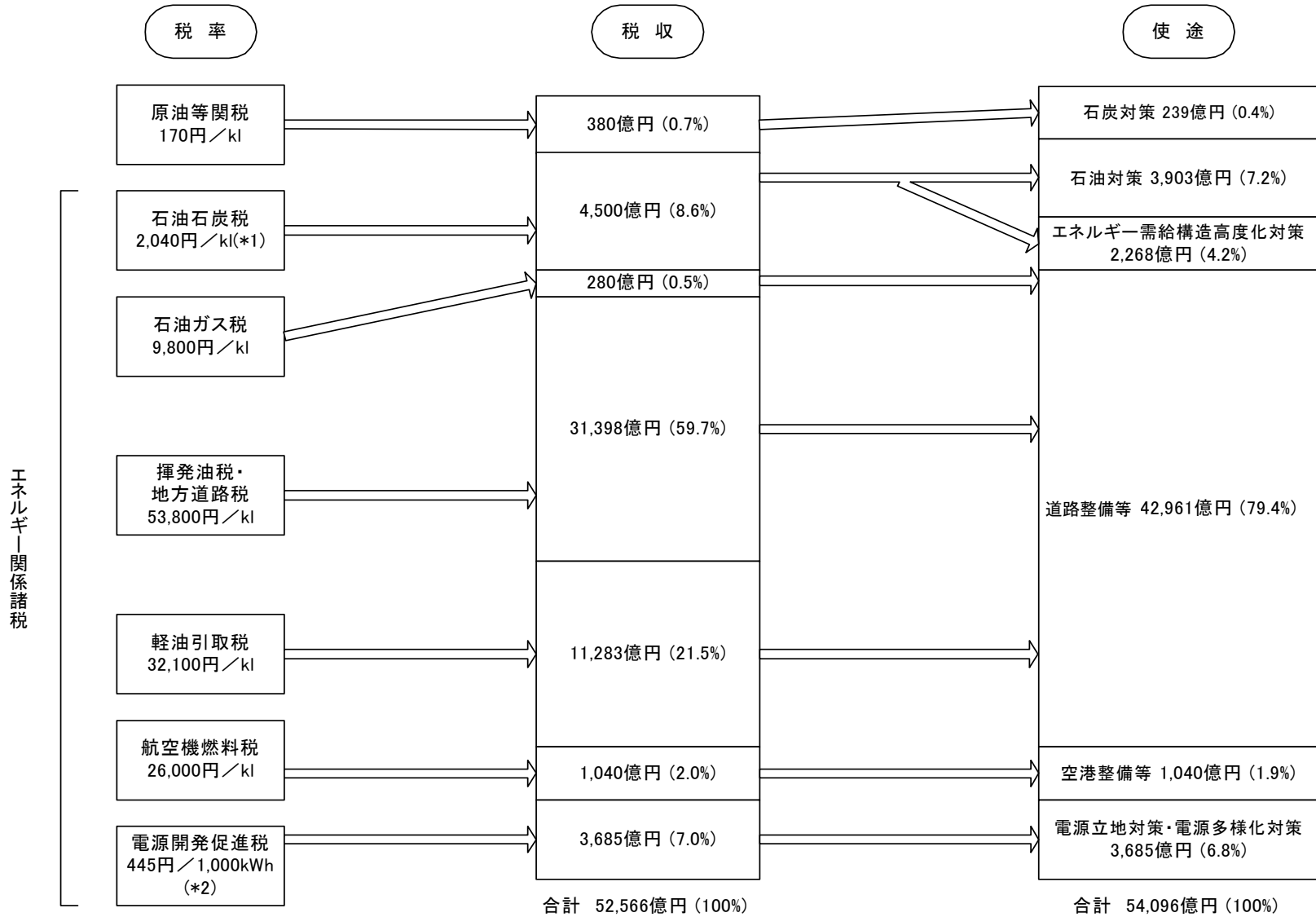


平成 16 年 3 月 26 日  
施策総合企画小委員会

資料 3 - 1

# 我が国のエネルギー関係諸税

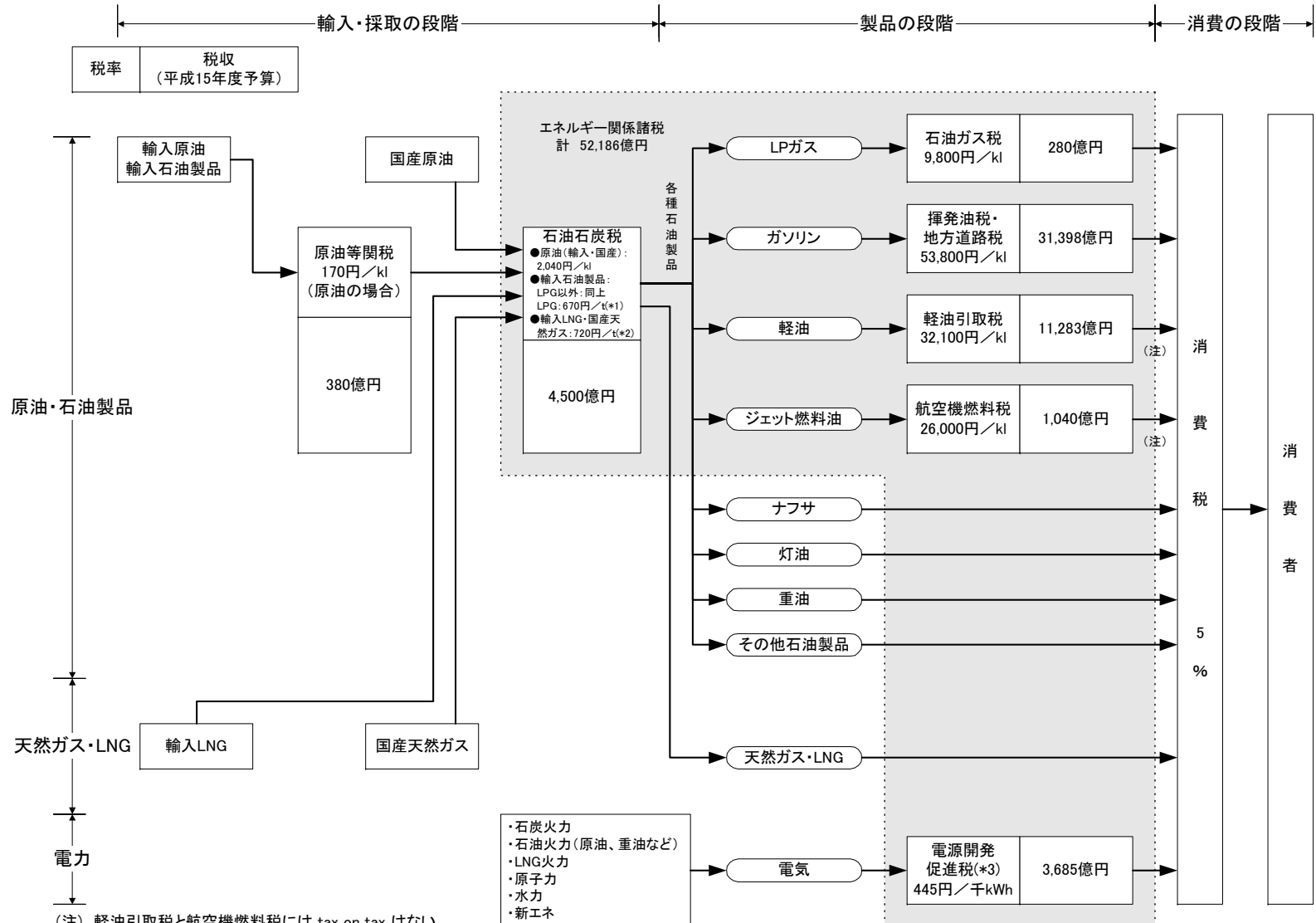
# 我が国の既存エネルギー関係税の収入と使途（平成 15 年度予算）



(注) 1. 四捨五入の関係により、計が合わない場合がある。  
 2. 税収と使途の合計が合致しないのは、石油税収の一部が一般会計に留保される一方、石特会計が上記税収以外に剰余金等を財源としているためである。また石炭対策については、上記支出の外数として今後の元本及び利子の償還に加えて185億円を剰余金として積立てている。

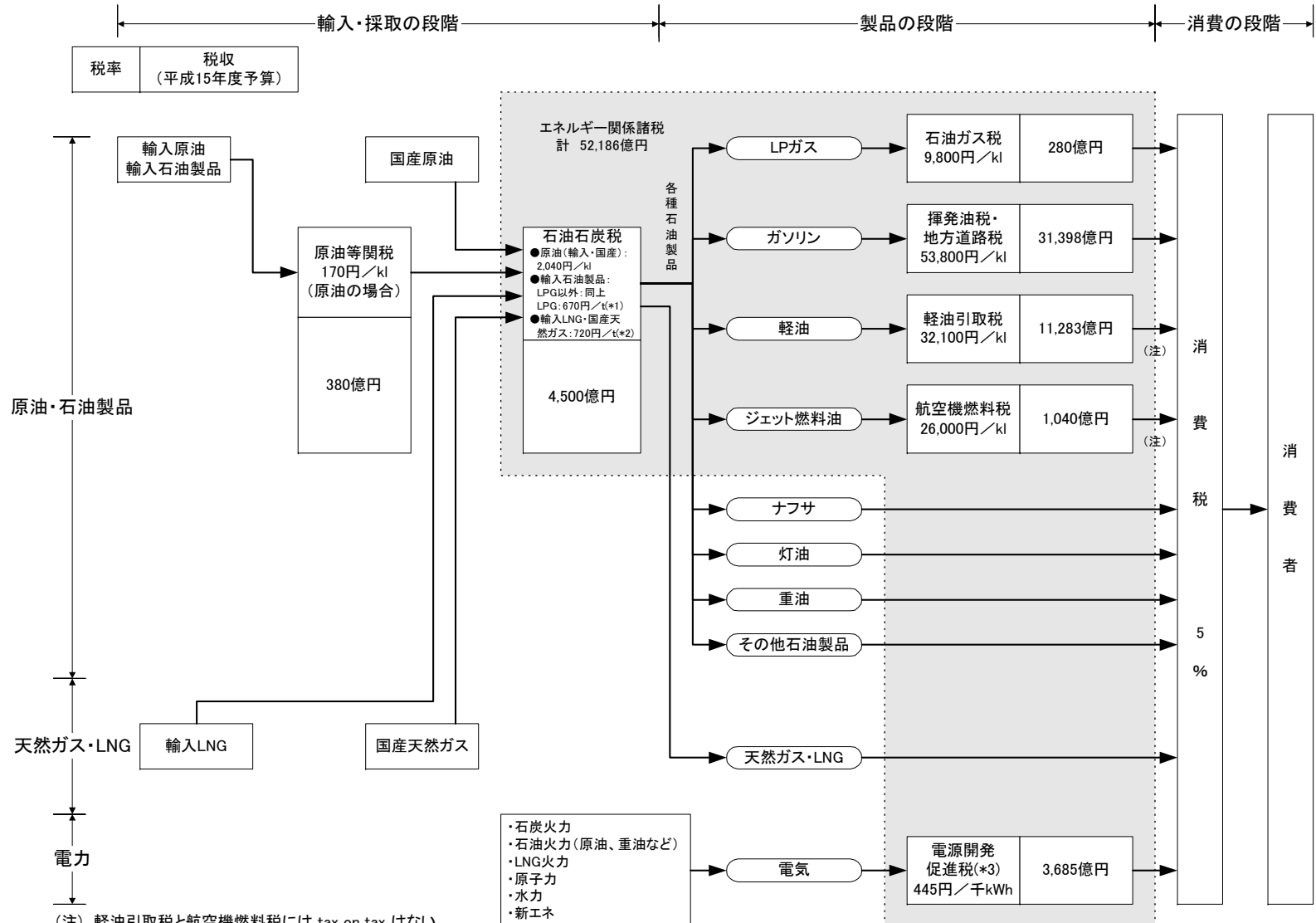
(\*1) 原油及び輸入石油製品に課される税率。ただし、輸入LPGに課される石油石炭税の税率は、平成15年9月30日までは670円/t、10月1日からは800円/t。輸入LNG及び国産天然ガスに課される石油石炭税の税率は、平成15年9月30日までは720円/t、10月1日からは840円/t。また10月1日からは、石炭に230円/tの石油石炭税が課される。  
 (\*2) 電源開発促進税の税率は、平成15年9月30日までは445円/千kWh、10月1日からは425円/千kWh。

# 我が国の既存エネルギー関係税制



(注) 軽油引取税と航空機燃料税には tax on tax はない。  
 (\*1) 輸入LPGに課される石油石炭税の税率は、平成15年9月30日までは670円/t、10月1日からは800円/t。  
 (\*2) 輸入LNG・国産天然ガスに課される石油石炭税の税率は、平成15年9月30日までは720円/t、10月1日からは840円/t。  
 また10月1日からは、石炭に230円/tの石油石炭税が課される。  
 (\*3) 電源開発促進税の税率は、平成15年9月30日までは445円/千kWh、10月1日からは425円/千kWh。

# 我が国の既存エネルギー関係税制



(注) 軽油引取税と航空機燃料税には tax on tax はない。  
 (\*1) 輸入LPGに課される石油石炭税の税率は、平成15年9月30日までは670円/t、10月1日からは800円/t。  
 (\*2) 輸入LNG・国産天然ガスに課される石油石炭税の税率は、平成15年9月30日までは720円/t、10月1日からは840円/t。  
 また10月1日からは、石炭に230円/tの石油石炭税が課される。  
 (\*3) 電源開発促進税の税率は、平成15年9月30日までは445円/千kWh、10月1日からは425円/千kWh。

既存関連税制の非課税・減免・還付制度について

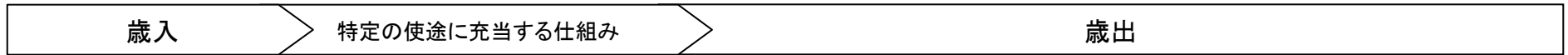
	石油税	揮発油税	石油ガス税	軽油引取税	航空機燃料税	電源開発促進税
納税義務者	(1) 原油又はガス状炭化水素の採取者 (2) 原油若しくは石油製品又はガス状炭化水素(以下「原油等」)を保税地域から引き取る者	(1) 揮発油の製造者 (2) 揮発油税を保税地域から引き取る者	(1)石油ガスの充てん者 (2)石油ガスを保税地から引き取る者	(1) 特約業者又は元売業者から軽油の現実の納入を伴う引取りを行う者 (2) 軽油に軽油以外のものを混和して製造された軽油を販売した者 (3) 製造した軽油を消費又は譲渡した特約業者及び元売業者以外の者 (4) 自動車の燃料として軽油以外の燃料油を販売又は消費した者 (5) 軽油の輸入をした特約業者及び元売業者以外の者	(1) 原則航空機の所有者(使用者の場合有り) (2) 発動機の整備又は試運転を行う者	一般電気事業者
申告及び納付等	(1) 採取者は、その月中に採取場から移出した原油又はガス状炭化水素の課税標準、税額等を記載した申告書を翌月末日までに <sup>※</sup> 納税地(採取場の所在地)の所轄税務署長に提出し、同日までに納付。 <sup>※</sup> 国税庁長官より納税地として承認を受けたときは、承認を受けた場所。 (2) 保税地域から引き取る者とする者は、輸入申告に併せて引き取る原油の課税標準、税額等を記載した申告書を保税地域の所轄税関長に提出し、引き取るまでに納付。 <sup>※</sup> 国税庁長官の承認を受けた者は、保税地から引き取った月の翌月末日までに指定を受けた場所に申告納付することができる。  ○納期限の延長措置有り	(1) 製造者は製造場ごとに毎月、移出した揮発油の数量、税額等を記載した申告書を翌月末日までに、製造場の所轄税務署長に提出し、同日までに納付。 (2) 保税地域から引き取る者とする者は、関税法上の輸入申告に併せて引き取る揮発油の数量、税額等を記載した申告書を保税地域の所轄税関長に提出し、当該揮発油税を引き取るまでに納付。  ○納期限の延長措置有り	(1)充てん者は、充てん場ごとに毎月、移出した課税石油ガスの重量、税額等を記載した申告書を翌月末日までに、当該充てん場の所轄税務署長に提出し、申告書提出日から1月以内までに納付。 (2)保税地域から引き取る者とする者は、引き取る課税石油ガスの重量、税額等を記載した申告書を保有地域の所轄税関長に提出し、引き取るまでに納付。  ○納期限の延長措置有り	(1) <sup>※</sup> 特別徴収義務者が毎月末日までに前月分の納入申告書を都道府県知事に提出し同時に納入。 <sup>※</sup> 都道府県条例で指定登録された特約業者、元売業者等。 (2) (1)以外の者については、原則毎月末日までに前月分の申告書を都道府県知事に提出し同時に納付。  ○納期限の延長措置有り	(1) 各月の航空機燃料税の課税標準数量、税額(控除税額を含む)等を翌月末日までに <sup>※</sup> 納税地(原則航空機燃料の積込み場所)の所轄税務署長に申告し、同日までに納付。 <sup>※</sup> 国税庁長官より納税地として承認を受けたときは、承認を受けた場所。  ○納期限の延長措置無し	毎月の販売電気及び自家消費電気の電力量、税額等を記載した申告書を翌月末日までに所轄税務署長に提出し同日までに納付  ○納期限の延長措置無し

<p>非課税・減免・還付等の対象</p>	<p><u>〔未納税移出免除〕</u> 採取者が採取場から輸出するための蔵置場、その他やむを得ない事情があるため税務署長の承認を受けて移出した場合</p> <p><u>〔輸出免除〕</u> 輸出する目的で採取場から移出する場合</p> <p><u>〔税額控除及び還付〕</u> 移出又は引き取られた原油又はガス状炭化水素が、消費されずに再び採取場に戻し入れられた場合等</p> <p><u>〔未納税引取り免除〕</u> 原油等を船用品又は機用品として日本の船舶又は航空機に積み込むため保税地域から引き取る場合（輸徴法）</p> <p><u>〔特定用途免税〕</u> 石油化学製品製造用の特定輸入原油等のうち、H16.3.31 までに保税地域から引き取られた場合（租特法）</p> <p><u>〔特定用途還付〕</u> (1) H16.3.31 までに、課税済みの原油等から製造された国産の特定揮発油を原料に用いて石油化学製品を製造した場合、当該揮発油の製造者に還付（租特法） (2) H16.3.31 までに、課税済みの原油等から製造された国産A重油を農林漁業用に購入した場合、当該重油の製造者に還付（租特法） (3) H17.3.31 までに、課税済みの原油等から製造された石油アスファルト等を製造場から移出し、又は消費</p>	<p><u>〔未納税移出免除〕</u> 製造者が他の製造場に移出する場合</p> <p><u>〔未納税引取り免除〕</u> 保税地域から製造場へ移出する場合</p> <p><u>〔輸出免除〕</u> 輸出する目的で移出（引取り）する場合</p> <p><u>〔灯油免除〕</u> 灯油に該当するものを製造場から移出（引取り）する場合</p> <p><u>〔航空機燃料用免税〕</u> 航空機燃料に供される場所に移出する場合</p> <p><u>〔特定用途免税〕</u> 石油化学製品の製造用、発電用ボイラーの燃料用、ゴムの溶剤用等に使用する場合（租特法）</p> <p><u>〔税額控除及び還付〕</u> 移出又は引き取られた揮発油が、消費されずに再び製造場に戻し入れられた場合等</p>	<p><u>〔輸出免除〕</u> 充てん者が輸出する目的で充てん場から移出する場合</p> <p><u>〔特定用途免除〕</u> (1) 工業用その他特定の用途のために移出する場合 (2) 工業用その他特定の用途のために保税地域から引き取る場合</p> <p><u>〔税額控除及び還付〕</u> 移出又は引き取られた課税石油ガスが、消費されずに再び充てん場に戻し入れられた場合等</p>	<p><u>〔課税免除〕</u> (1) 本邦から輸出する場合 (2) 船舶の使用者が、船舶の動力源に使用する場合 (3) 海上保安庁、自衛隊等が公用及び公共の施設等の電源又は動力源に使用する場合 (4) 鉄道事業、軌道事業を営む者等が、鉄道用車両又は軌道用車両等の動力源に使用する場合 (5) 農林業を営む者が、動力耕うん機等の動力源に使用する場合 (6) 陶磁器製造業、木材加工業等を営む者が、製造工程における焼成又は乾燥の用途等に使用する場合</p> <p><u>〔還付〕</u> 引取が行われた軽油が販売契約の解除により返還された場合及び免税用途に使用された場合。</p>	<p><u>〔非課税〕</u> (1) 本邦と外国との間を往來する航空機で有償の国内運送の用に供されない航空機に積み込む場合 (2) 揮発油税及び地方道路税が課された又は課されるべきことが明らかにされている航空機燃料</p> <p><u>〔税額控除及び還付〕</u> (1) 航空機に積み込んだ航空機燃料が取り卸された場合 (2) 有償の国内運送のように供されない外国往來機に該当することとなる場合</p>	<p>無し</p>
----------------------	---	--	---	--	---	-----------

	した場合、当該製造者に還付(租特法)					
減免・還付等の方法(タイミング含)	<p><u>〔未納税移出免除〕</u> 原則として明細書等を納税申告書に添付(移入した者も移入した場所の所轄税務署長に明細書等を提出)</p> <p><u>〔輸出免除〕</u> 原則として輸出証明書を申告書に添付</p> <p><u>〔税額控除及び還付〕</u> 戻し入れ日の翌月以降に申告</p> <p><u>〔未納税引取り免除〕</u> 保税地域の所轄税関長の承認</p> <p><u>〔特定用途免税〕</u> 保税地域の所轄税関長の承認</p> <p><u>〔特定用途還付〕</u> (1)について 石油化学製品が製造されたこと等の確認が行われた後1年以内に確認済書を添付し申請 (2)について 購入された日から1年以内に証明書等を添付し申請 (3)について 石油アスファルト等移出し、又は消費した後1年以内に申請</p>	<p><u>〔未納税移出免除〕</u> 原則として明細書等を申告書に添付(移入した者も移入した場所の所轄税務署長に明細書等を提出)</p> <p><u>〔輸出免除〕</u> 原則として輸出証明書を申告書に添付</p> <p><u>〔未納税引取り免除〕</u> 保税地域の所轄税関長の承認</p> <p><u>〔灯油免除〕</u> 保税地域の所轄税関長の承認</p> <p><u>〔航空機燃料用免税〕</u> 原則として明細書等を申告書に添付(引取りの場合は所轄税関長の承認)</p> <p><u>〔特定用途免税〕</u> 消費、移出等に関する明細書等を申告書に添付</p> <p><u>〔税額控除及び還付〕</u> 戻し入れ日の翌月以降に申告</p>	<p><u>〔輸出免除〕</u> 原則として輸出証明書を申告書に添付</p> <p><u>〔特定用途免除〕</u> (1)について 明細書等を申告書に添付 (2)について 保税地域の所轄税関長の承認</p> <p><u>〔税額控除及び還付〕</u> 戻し入れ日の翌月以降に申告</p>	<p><u>〔課税免除〕</u> 都道府県知事の承認</p> <p><u>〔還付〕</u> 証するに足る書類を添付し申請</p>	<p><u>〔非課税〕</u> (1)について 関税法第23条第1項若しくは第2項(船用品又は機用品の積み込み等)の規定により、原則税関に申告 (2)について 当該揮発油を譲渡した者が交付した書類で証明。</p> <p><u>〔税額控除及び還付〕</u> (1)について 取卸し日の翌月以後に申告。 (2)について 航空機に課税済航空機燃料が現存するとき、当該航空機燃料が取り卸されたものとみなす。</p>	—
備考						

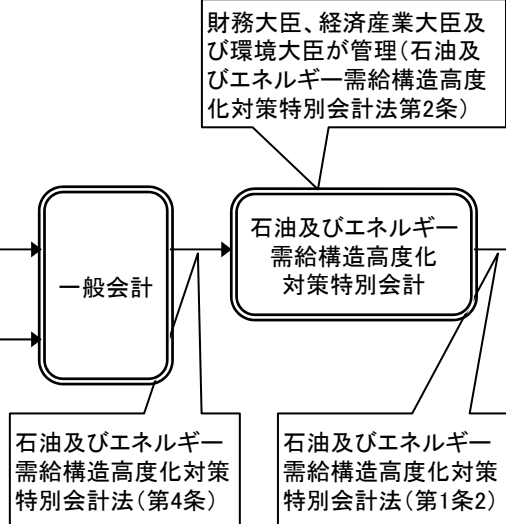
# 既存の目的税・特定財源の使い方の仕組み(未定稿)

## 1. 石油石炭税が特定の用途に充当されるまでの流れ



根拠法	石油石炭税法
分類	国税(普通税)
課税対象	原油、輸入石油製品、天然ガス、石炭等
納税義務者	保税地域からの引取・採取者
税収	4500億円(H15予算)

剰余金収入等 1,820億円



### 石油及びエネルギー需給構造高度化対策

- 石油備蓄の増強のために行う措置
- 石油等の資源の開発、生産・流通の合理化、石油代替エネルギーの開発・利用、省エネの促進、内外におけるエネルギー起源CO2の排出抑制等のためにとられる財政上の措置で次に掲げるもの
  - イ 石油公団に対する出資
  - ロ 石油及び可燃性天然ガス資源開発法等に基づいて行う補助(交付金、補給金、補償金その他の給付金の交付を含む)
  - ハ 石油公団法に基づき行う事業に係る補助
  - ニ 備蓄法に基づく日本政策投資銀行、沖縄振興開発金融公庫又は石油公団に対する補助
  - ホ 石油貯蔵施設の設置の円滑化のために行う石油貯蔵施設の周辺の地域における公共用の施設の整備に係る経費に充てるための地方公共団体に対する補助
  - ヘ 石油の生産及び流通の合理化を図るために行う事業に係る補助
  - ト NEDOに対する出資(石油代替エネルギーの開発及び利用の促進に関する業務並びに省エネ・リサイクル支援法に基づく業務に限る)又は交付金の交付
  - チ 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法並びに石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律に基づき行う事業に係る補助
  - リ 石油代替エネルギーを利用する設備の設置又はエネルギーの使用の合理化に資する設備の設置若しくは建築材料の使用を促進するための事業及び石油代替エネルギーの流通の合理化を図るための調査に係る補助
  - ヌ 石油代替エネルギーを製造し、若しくは発生させ、若しくは利用するための技術又はエネルギーの使用の合理化のための技術の開発でその円滑な実施が困難なもののために行う事業に係る補助
  - ル 石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律に基づく日本政策投資銀行に対する貸付け

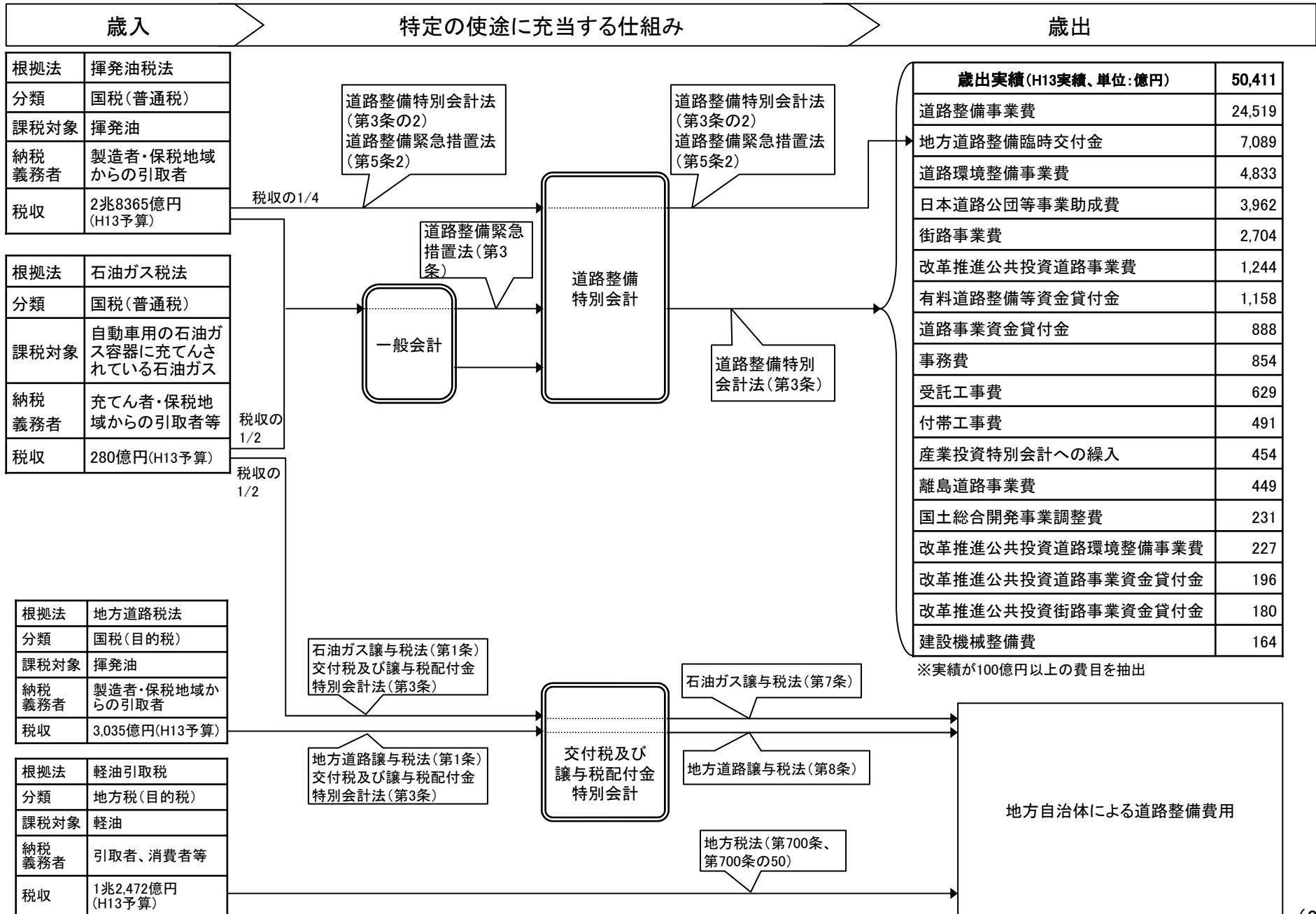
石油及びエネルギー需給構造高度化勘定 (H15予算、単位:億円)		6,231
<b>石油対策</b>		<b>3,903</b>
産油・産ガス国協力		156
開発		523
	石油公団出資金	(20)
	石油開発技術研究開発	(195)
	メタンハイドレート開発の推進	(100)
産業体制整備等		531
	石油精製合理化対策	(191)
	石油流通構造改善対策の推進等	(227)
	LPG産業対策	(65)
効果的・効率的な備蓄の推進		2,633
その他		60
<b>エネルギー需給構造高度化対策</b>		<b>2,328</b>
エネルギー起源CO2排出抑制対策(経済産業省分)		25
エネルギー起源CO2排出抑制対策(環境省分)		60
天然ガスの利用の促進		106
新エネルギー対策		772
	新エネルギー導入自治体・事業者等支援	(168)
	燃料電池の技術開発等	(234)
	太陽光・太陽熱利用の導入促進等	(82)
	バイオマスエネルギーの技術開発等	(56)
省エネルギー対策		1,223
	省エネルギー導入事業者支援	(123)
	省エネルギー戦略的技術開発	(51)
石炭の環境負荷低減利用等		122
その他		19

※石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法第1条2の改正案より作成

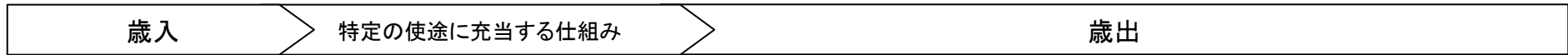


## 2. 揮発油税、石油ガス税、地方道路税、軽油引取税が特定の用途に充当されるまでの流れ

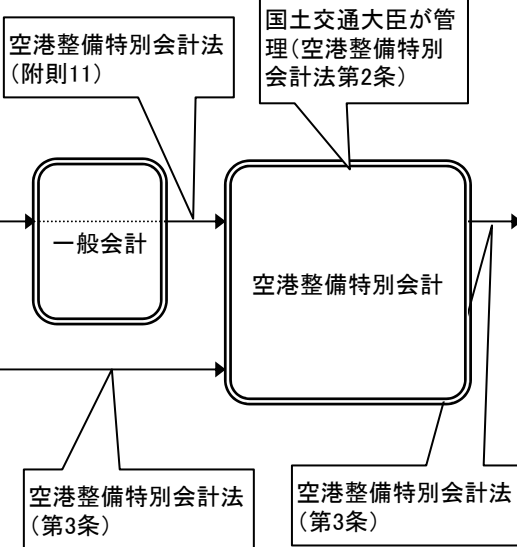
※この他、自動車重量税、自動車取得税が道路特定財源となっており、また、一般財源も道路整備に充当されている。



### 3. 航空機燃料税が特定の使途に充当されるまでの流れ



根拠法	航空機燃料税法
分類	国税(普通税)
課税対象	航空機燃料
納税義務者	航空機の所有者
税収	1064億円(H13予算)

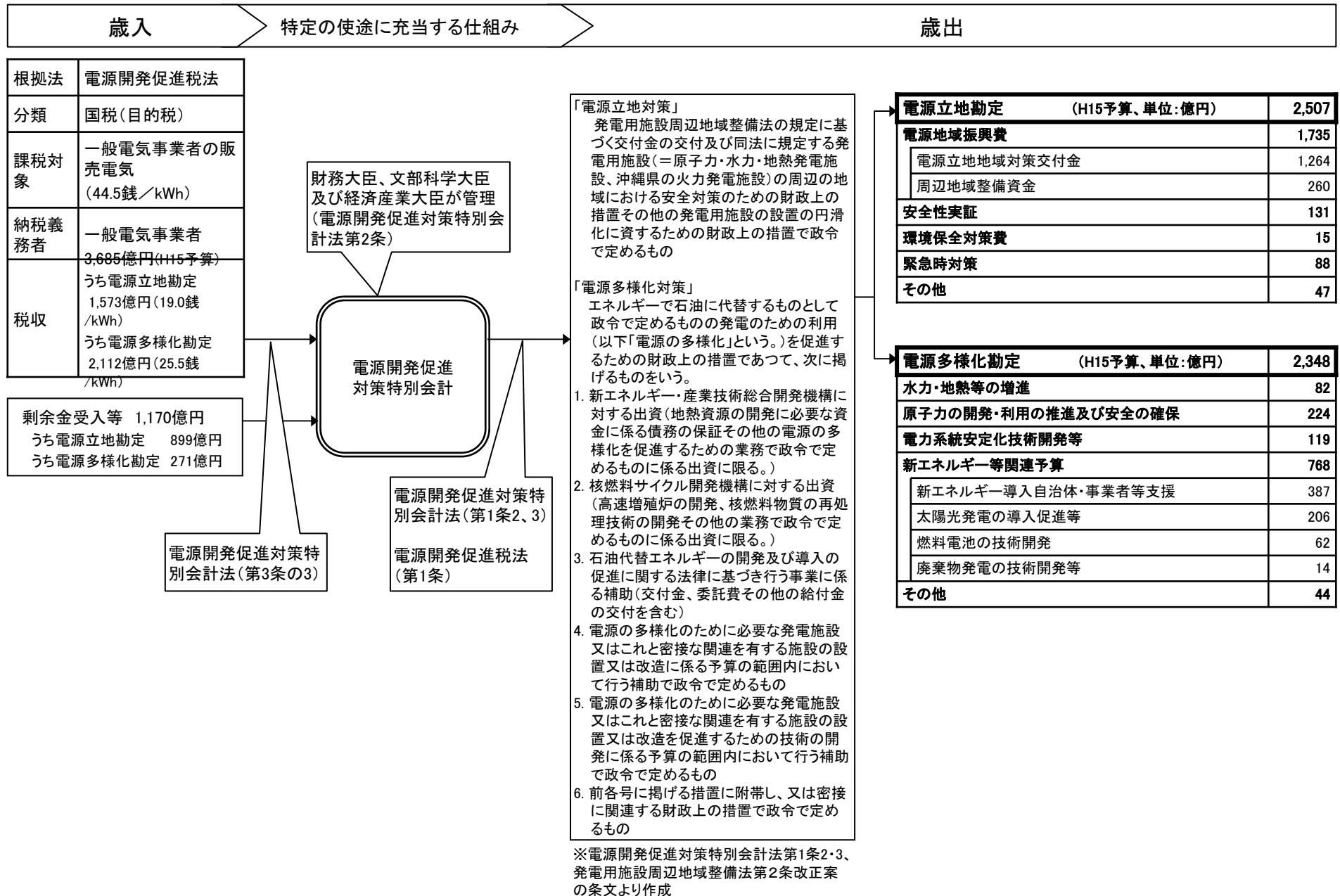


1. 空港整備事業に要する費用
2. 関連工事に要する費用及び受託工事に要する費用(これらの事業及び工事で国が北海道又は沖縄県において行うものに係る職員の給与に要する費用その他の工事事務費については、地方航空局の事務所に係るものに限る。)
3. 航空保安職員研修施設の管理及び運営に要する費用
4. 飛行検査業務等に要する費用
5. 受託業務に要する費用
6. 地方航空局事務所所掌事務の実施に要する費用
7. 第七条第一項の規定による借入金の償還金及び利子、
8. 第九条第一項の規定による一時借入金の利子
9. 第十一条第一項又は第二項の規定による港湾整備特別会計又は一般会計への繰入金並びに附属諸費

※空港整備特別会計法第3条の条文より作成

歳出実績(H13実績、単位:億円)	5,281
空港等維持運営費	1,479
国債整理基金特別会計へ繰入	1,055
空港整備事業費	912
関西国際空港等整備事業資金貸付金	551
新東京国際空港公団等出資	381
航空路整備事業費	275
改革推進公共投資空港整備事業資金貸付金	200
北海道空港整備事業費	146
沖縄空港整備事業費	104
離島空港整備事業費	89
空港等整備事業工事諸費	29
受託工事費	22
離島航空事業助成費	13
独立行政法人電子航法研究所運営費	11
改革推進公共投資空港整備事業費	9
改革推進公共投資航空路整備事業費	4
独立行政法人航空大学校運営費	1
航空機騒音対策事業資金貸付金	1

#### 4. 電源開発促進税が特定の使途に充当されるまでの流れ



## 電気税・ガス税（市町村税）

参 考

	電気税・ガス税	備考
納税義務者	電気またはガスに対し、料金を課税標準として、その使用者に課す。 料金は、基本料その他の名義の如何を問わず電気またはガスの使用者がその使用について電気またはガス事業者に支払うべき金額をいう。 各種の重要物産の製造に用いる電気については非課税制度がとられている。	
収用途	普通税であり、一般財源とされた。	
税率	電気税：電気料金の 5% ガス税：ガス料金の 2%	
税率の特例	次の製造用の電気に対する税率は 2%である。 生糸および玉糸 絹紡績糸、綿紡績糸、毛紡績糸、麻紡績糸および合成繊維等の紡績糸ならびにこれらの半製品 ねん糸 絹織物、綿織物、毛織物、麻織物および合成繊維等の織物 メリヤス生地 紙の製造用の電気に対する税率は 4%である。	税率の特例は、昭和 50 年 6 月 1 日から昭和 65 年 5 月 31 日までの間。ただし、紙については、昭和 44 年 6 月 1 日から昭和 65 年 5 月 31 日まで。
免税点	同一の需要場所において使用する電気またはガスの 1 月の料金が、電気で 3,600 円以下、ガスで 12,000 円以下である場合は税を課することができない。	
徴収方法	原則として特別徴収の方法による（電気またはガスの料金徴収の際に徴収）。	

注）平成元年 3 月 31 日をもって廃止された。